



## 認 定 書

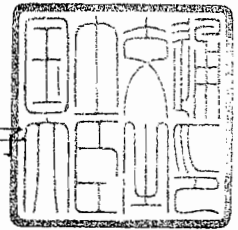
国 住 指 第 1839 号  
平成 14 年 5 月 17 日

クリオン株式会社  
代表取締役社長 古矢松三 様

旭化成建材株式会社  
代表取締役社長 佐次洋一 様

住友金属鉱山シボレックス株式会社  
代表取締役社長 片谷恒三 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号並びに同法施行令第 107 条第一号及び第三号（屋根：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

### 記

1. 認定番号

FP030RF-9320

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

A L C パネル屋根

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

---

認定区分	防耐火構造 耐火構造 屋根<30分>
商品名	クリオンライト タフノジ <クリオン株> ハイノジ50 <旭化成建材株> シポルーフ50 <住友金属鉱山シポレックス株>
申請者住所 (連絡先)	クリオン株 東京都中央区日本橋3-5-15 同和ビル 旭化成建材株 東京都港区芝大門2-5-5 住友芝大門ビル 住友金属鉱山シポレックス株 東京都港区新橋5-11-3 新橋住友ビル

---

---

## 認定内容

## 認定番号

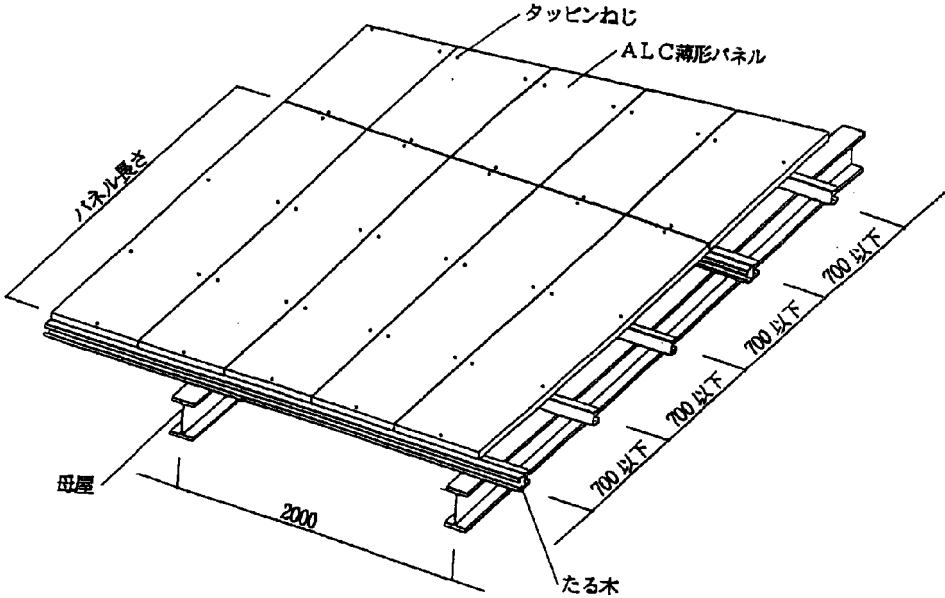
FP030RF - 9320

構造方法又は建築材料の名称	ALCパネル屋根
申請者名	クリオン株 代表取締役社長 古矢松三 旭化成建材株 代表取締役社長 佐次洋一 住友金属鉱山シポレックス株 代表取締役社長 片谷恒三
認定年月日	平成14年5月17日

## • 認定した構造内容又は建築材料の内容(寸法単位:mm)

1. 部分、耐火性能の区分 屋根 30分耐火
2. 試験機関名 (財)建材試験センター 受託番号 5673、19943、20965、4768

3. 構造説明図 (単位 mm)



## 4. 材料等説明

## 4.1 主構成材料

## (イ) ALCパネル

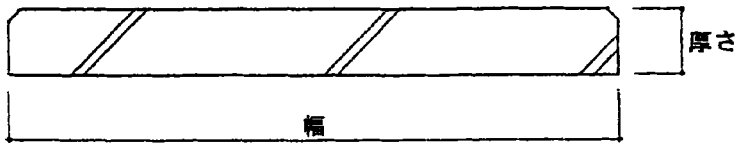
軽量気泡コンクリートパネル (ALCパネル) : 基本的な構成は下記のとおりとする。

- a . 品質 パネルの品質はJIS A 5416〔軽量気泡コンクリートパネル (ALCパネル)〕に適合するものとする。
- b . 補強材 JIS A 5505 (メタルラス)、JIS G 3551 (溶接金網) およびJIS G 3532 (鉄線) に規定されたもの、又は同等以上の品質をもつものとする。
- c . 寸法及び形状

(単位 mm)

項目	寸法	標準寸法	許容差
厚さ	50以上	50	± 2
長さ	3000以下	1800、1820、2000、2400、2700、3000	± 5

平パネルの断面形状



- d . 性能 密度 450kg/m<sup>3</sup>を超えて550kg/m<sup>3</sup>未満  
 圧縮強度 3.0N/mm<sup>2</sup>以上  
 熱抵抗値 5.3 t m<sup>2</sup> K / W以上 ( t : パネル厚さ ( mm ) )

## (ロ) 下地たる木

JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼) に規定するリップみぞ形鋼 C - 100 × 50 × 20 × 2.3 を標準とする。

## 4.2 副構成材料

## (イ) 接合材

パネルを下地鋼材に取付ける場合のタッピンねじは呼び径4.8mm以上、頭径11mm以上、長さ60mm以上とする。また、その材質等はJIS B 1125 (ドリリングタッピンねじ) の規定による。

## (ロ) 補修材

パネル製造業者が指定する専用補修材を使用する。

## 5. 標準仕様

- ( 1 ) 母屋間隔は構造上安全なものとする。母屋には耐火1時間の被覆を施す。ただし、平成12年建設省告示第1399号第4、3、二の規定に該当する場合には、耐火被覆をしなくてもよい。
- ( 2 ) たる木は、母屋に700mm以下の間隔で取り付ける。

---

(3) パネルは、目地に隙間の生じないようにタッピンねじにより、たる木に取り付ける。この場合、ネジの打ち込み位置はパネルの縁から30mm程度内部に入った箇所とし、ねじ上部がパネル表面より5～10mm沈み込むようにする。

6. 付帯条件

なし

7. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。